

---

国 崎 ク リ ー ン セ ン タ ー  
基 幹 的 設 備 改 良 事 業 及 び  
包 括 管 理 運 営 業 務  
入 札 説 明 書

---

令和7年3月3日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合



国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 入札説明書  
目次

---

はじめに .....	1
用語の定義 .....	3
第1章 入札説明書の定義 .....	5
第2章 事業の概要 .....	6
1 事業名称 .....	6
2 対象となる公共施設等の種類 .....	6
3 公共施設等の管理者の名称 .....	6
4 事業方式 .....	6
5 事業期間 .....	6
6 業務の内容 .....	6
第3章 事業者募集及び選定に関する事項 .....	9
1 事業者の募集及び選定の方法 .....	9
2 事業者の募集及び選定のスケジュール .....	9
3 入札参加者の参加資格要件等 .....	9
4 応募手続等 .....	13
第4章 提案に関する条件 .....	19
1 事業計画の提案に関する条件 .....	19
2 留意事項 .....	22
3 予定価格 .....	22
第5章 入札提案書類の審査及び落札者の決定 .....	23
1 PFI事業者選定委員会の設置 .....	23
2 審査の方法 .....	23
3 事前審査の結果通知及びプレゼンテーションの実施 .....	23
4 開札 .....	23
5 落札者の決定 .....	24
第6章 事業契約に関する事項 .....	25
1 基本協定の締結 .....	25
2 特別目的会社の設立 .....	25
3 仮契約の締結 .....	25
4 契約締結に係る議会の議決 .....	25
5 契約を締結しない場合 .....	25
6 契約締結に係る費用の負担 .....	25
7 契約保証金 .....	25
8 金融機関と組合の協議（直接協定） .....	26
第7章 事業実施に関する事項 .....	27
1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置 .....	27

---

---

2 事業の継続が困難となった場合の措置 .....	27
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等 .....	27
4 債権の取扱い .....	28
5 事業者の事業契約上の地位 .....	28
6 事業の実施状況の監視（モニタリング） .....	28
7 支払手続き .....	29
<b>第8章 入札説明書等に関する問合せ先 .....</b>	<b>30</b>
<b>添付資料 .....</b>	<b>31</b>
1 リスク分担表 .....	31
2 本業務の事業スキーム（例） .....	33
3 入札説明書等に係る対面的対話 実施要領 .....	35
<b>別図1 .....</b>	<b>37</b>

---

## はじめに

「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務」（以下「本業務」という。）は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合（以下「本組合」という。）の国崎クリーンセンター（以下「本施設」という。）に関し、基幹的設備改良事業を実施し、その性能を発揮させ、安全性を確保しつつ、効率的な包括管理運営を実施することを目的とするものである。

本施設は、平成 21 年 3 月に竣工し、稼働から約 15 年を経過しており、施設の老朽化が進んでいる。こうした状況から、令和元年に施設診断を実施し、令和 10 年頃に大規模な基幹改良工事を行うことにより 40 年間（令和 30 年まで）施設稼働が可能であることを確認した。したがって、今後、本施設を継続して利用するためには、劣化している設備機器の更新や劣化部分の改修工事を行う必要がある。

本業務は、「国崎クリーンセンター第 3 期焼却施設等管理運営業務」の業務終了（令和 8 年 3 月 31 日）を見据えて、令和 7 年から行う基幹的設備改良事業と包括管理運営業務を併せて実施するもので、効率的・効果的な事業実施を目的として、P F I 方式により実施するものとする。



## 用語の定義

No.	用語	定義
1	本業務	国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務をいう。
2	本組合	猪名川上流広域ごみ処理施設組合をいう。
3	構成市町	兵庫県川西市と猪名川町、大阪府豊能町と能勢町の1市3町をいう。
4	本施設	本業務の対象施設である国崎クリーンセンターの焼却施設棟、リサイクルプラザ棟、付帯施設（本施設敷地内の山林、焼却施設棟、リサイクルプラザ棟を除いた全ての施設整備を含む）を総称して又は個別にいう。
5	対象設備	基幹的設備改良工事の対象となる設備をいう。
6	基幹的設備改良事業	本業務のうち、本施設の基幹的設備改良工事に係る業務をいう。
7	包括管理運営業務	本業務のうち、本施設の管理運営に係る業務をいう。
8	焼却施設	主に、可燃ごみ、リサイクルプラザからの可燃性残さ等を焼却処理する施設をいう。
9	焼却施設棟	焼却施設を内包する建築物をいう。
10	リサイクルプラザ	可燃性粗大ごみと不燃粗大ごみを破碎・選別し、鉄やアルミ類を回収するとともに、破碎残さを可燃性のものと不燃性のものに分ける設備、及び缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、製品プラスチック等を処理し資源化する設備を備えた施設をいう。
11	リサイクルプラザ棟	リサイクルプラザを内包する建築物をいう。
12	RO方式	PFI手法の1つであり、Rehabilitate-Operateの略称。既存の公共施設等の所有権を公共が保有したまま、事業者が、施設を改修し、改修後の運営・維持管理等を行う方式をいう。
13	入札参加者	本業務の入札に参加する単独または複数の企業によって構成されるグループをいう。特別目的会社を設立する場合の協力企業を含む。
14	建設事業者	本業務において、基幹的設備改良事業を担当する者で、単独企業または共同企業体をいう。
15	管理運営事業者	本業務において、包括管理運営業務を実施する者で、単独または複数の企業をいう。
16	構成員	入札参加者を構成する企業をいう。特別目的会社を設立する場合は、入札参加者を構成する企業の内、特別目的会社に出資する者をいう。
17	協力企業	特別目的会社を設立する場合で、入札参加者を構成する企業であるが、特別目的会社に出資を行わない者をいう。
18	代表企業	構成員の内、入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
19	事業期間	基幹的設備改良事業の工事期間及び包括管理運営業務期間から構成される、事業契約成立日からの約16年間をいう。
20	事業者	特別目的会社を設立する場合は特別目的会社を、そうでない場合は建設事業者、包括管理運営事業者を総称して、又は個別にいう。
21	処理対象物	本組合が取り扱う搬入物（ごみ）を総称していう。リサイクルプラザ棟での破碎・選別処理で発生し、焼却施設で処理する可燃性残さも含む。

No.	用語	定義
22	基本協定	本業務開始のための基本的事項に係る本組合と落札者の間で締結される「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 基本協定書」に基づく協定をいう。
23	事業契約	本組合と事業者が締結する「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 事業契約書」に基づく契約をいい、事業契約の締結に向けて、組合と落札者との協議事項等を示すもの。
24	入札説明書	入札公告時に公表する「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 入札説明書」をいい、本業務を実施する事業者を募集および選定するにあたって、入札に参加しようとする者を対象に交付するもの。
25	リスク管理方針書	本組合と事業者間のリスク分担の詳細を示すことを目的とする「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 リスク管理方針書」をいう。
26	入札説明書等	本組合が本業務の実施に際して、入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、リスク管理方針書（案）、基本協定書（案）、事業契約書（案）、その他これらに付属又は関連する書類を総称して、又は個別にいう。
27	要求水準書	入札公告時に公表する「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 要求水準書」をいい、本組合が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの。
28	様式集	入札公告時に公表する「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 様式集」をいい、提案書の作成に使用する様式を示すもの。
29	落札者	入札参加者の中から本業務を実施する者として選定された入札参加者であり、本業務を実施する者をいう。
30	落札者決定基準	入札公告時に公表する「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 落札者決定基準」をいい、入札参加資格者から提出された提案書（技術提案書、施設計画図書、添付資料）を評価する方法及び基準を示すもの。

## 第1章 入札説明書の定義

入札説明書は、本組合が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)第7条の規定に基づき、令和7年2月に特定事業として選定した、本業務を実施する事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者を対象に交付するものである。

なお、入札説明書と合わせて交付する次に掲げる資料については、入札説明書と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「入札説明書等」として定義する。

1. 要求水準書
2. 落札者決定基準
3. 様式集
4. リスク管理方針書（案）
5. 基本協定書（案）
6. 事業契約書（案）

また、入札説明書等と既に公表している実施方針及び要求水準書（案）、それに対する質問・意見の回答に相違がある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。

入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問・意見に対する回答によることとする。

## 第2章 事業の概要

### 1 事業名称

国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務

### 2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

### 3 公共施設等の管理者の名称

猪名川上流広域ごみ処理施設組合 管理者 越田謙治郎

### 4 事業方式

本業務は、起債活用型RO方式により実施する。

落札者は、本組合と事業契約を締結し、本施設の基幹的設備改良事業と包括管理運営業務を行う。

なお、対象設備の改良工事費に係る資金調達は事業者が行い、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金及び地方債を活用する。

### 5 事業期間

本業務の事業期間は、事業契約の本契約成立日から令和23年3月31日までの期間とする。

#### (1) 基幹的設備改良事業

ア 工事内容：本施設に係る基幹的設備の改修

イ 工事期間：事業契約の本契約成立日から令和12年2月28日

ウ 対象設備の引渡し：令和12年2月28日

#### (2) 包括管理運営業務

ア 委託内容：本施設の運転、点検整備、修繕・更新工事、用役管理等

イ 包括管理運営期間：令和8年4月1日から令和23年3月31日

### 6 業務の内容

#### (1) 公共施設の立地条件

ア 所在地：兵庫県川西市国崎字小路13番地内

イ 敷地面積：約33.4ha

#### (2) 施設の概要

ア 焼却施設

概 要	
処理方式	全連続ストーカ式焼却炉
処理能力	235 t/日 (117.5 t/日×2炉)
処理対象物	可燃ごみ、リサイクルプラザからの可燃性残さ等

イ 灰溶融施設 (令和8年12月31日運転停止予定)

概 要	
処理方式	表面溶融式灰溶融炉
処理能力	26 t/日×2炉 (交互運転)
処理対象物	各ストーカ下落じん灰、焼却主灰、焼却飛灰等

## ウ リサイクルプラザ

概 要	
処理方式	不燃粗大ごみ破碎処理 (29 t / 5 h) 可燃粗大ごみ破碎処理 (34 t / 5 h) 缶類処理 (6 t / 5 h) プラスチック製容器包装処理 (13 t / 5 h) ペットボトル処理 (2 t / 5 h)
処理能力	合計 84 t / 5 h

### (3) 事業者の業務範囲

本業務の主な業務範囲は以下のとおりである。なお、詳細は要求水準書に記載する。

#### ア 基幹的設備改良事業

##### (ア) 設計業務

プラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事の設計を行う。

##### (イ) 施工業務

プラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事を行う。

また、施工監理、試運転、引渡性能試験を行い、対象設備を本組合に引き渡す。

#### イ 包括管理運営業務

##### (ア) 受付管理業務

- a 受付管理
- b 搬入車両への案内・指示
- c 料金徴収

##### (イ) 運転管理業務

- a 適正処理
- b 適正運転
- c 搬入搬出管理
- d 搬出物の保管及び積込
- e 搬入物及び搬出物の性状分析
- f 運転計画の作成
- g 運転管理マニュアルの作成
- h 運転管理記録の作成
- i 売電及び買電の事務手続き

##### (ウ) 維持管理業務

- a 備品・予備品・消耗品・用役の調達、管理
- b 点検・検査計画の作成、実施
- c 補修（修繕）計画の作成、補修・更新の実施
- d 機器更新、改良保全の実施
- e 施設・敷地の適切な維持保全
- f 建築物、建築設備、外構等の保守管理

##### (エ) 環境管理業務

- a 環境管理
- b 環境保全

##### (オ) 有効利用業務

- a スラッグの有効利用
- b 有価物の品質確保

(カ) 情報管理業務

- a 運転管理、調達結果、点検・検査、補修・更新等、環境保全、作業環境保全、有効利用、施設情報等の報告
- b 本施設の運営状況に関する情報の公表

(キ) 関連業務

- a 清掃
- b 防火・防災管理
- c 見学者対応
- d 住民対応
- e 環境保全委員会等の対応
- f 洗車機のコイン回収等の対応
- g 植栽管理

(4) 本組合の業務範囲

本組合の業務範囲の概要は以下のとおりである。

ア 基幹的設備改良事業に係るサービス対価の支払

本書「第4章 提案に関する条件 1 事業計画の提案に関する条件 (2) 事業費の支払 ア 基幹的設備改良事業に係るサービス対価Aの支払」を参照のこと。

イ 包括管理運営業務に係るサービス対価の支払

本書「第4章 提案に関する条件 1 事業計画の提案に関する条件 (2) 事業費の支払 イ 包括管理運営業務に係るサービス対価B、Cの支払」を参照のこと。

ウ 住民対応・説明

対象設備の工事期間及び包括管理運営委託期間における周辺住民からの意見や苦情への対応や説明を事業者と連携して行う。

エ 本組合に必要な行政手続

本業務を実施する上で必要な、交付金等の申請・各種許認可手続き等、各種行政手続を行う。

オ その他、これらを実施する上で必要な業務

### 第3章 事業者募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定の方法

本組合は、本業務への参加を希望する事業者を公募する。

本業務を行う事業者の選定は、P F I 事業の透明性及び公平性の担保に配慮しながら総合評価一般競争入札方式により行う。

#### 2 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

時 期	内 容
令和7年3月3日（月）	入札公告、入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）、リスク管理方針書（案））、その他これらに付属又は関連する書類の公表
令和7年3月3日（月）～ 3月17日（月）	入札説明書等に関する質問の受付（第1回） 対面的対話の確認事項の受付（V E ・ C D 提案の受付を含む）
令和7年3月24日（月）	対面的対話（V E ・ C D に関するヒアリング）
令和7年4月7日（月）	入札説明書等に関する質問の回答（第1回） 対面的対話結果（議事録）の公表（V E ・ C D 提案の採択・不採択の結果を含む）
令和7年4月14日（月）	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の受付
令和7年4月21日（月）	入札参加資格審査結果の通知
令和7年4月21日（月） ～4月28日（月）	入札参加資格審査結果に関する説明要求の受付、回答
令和7年4月22日（火）～ 4月28日（月）	入札説明書等に関する質問受付（第2回）
令和7年5月16日（金）	入札説明書等に関する質問回答（第2回）
令和7年6月2日（月） ～6月9日（月）	入札書及び提案書の受付
令和7年8月上旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査、開札
令和7年8月中旬	審査結果の通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
令和7年10月上旬	基本協定の締結
令和7年11月上旬	仮契約の締結
令和7年11月下旬	事業契約の締結（組合議会の議決）

#### 3 入札参加者の参加資格要件等

##### （1）入札参加者の構成等

###### ア 入札参加者の構成

入札参加者は、本書 第2章（3）に掲げる業務を実施することを予定する単独の企業又は、複数の企業によって構成されるグループであること。

###### イ 構成員及び代表企業の選定

（ア） 入札参加者を構成する企業は、入札参加資格審査の申請時に、その構成員の中から本書「第3章3（2）イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件」、「（ア）焼却施

設」の全ての要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定め、代表企業が入札参加資格審査の申請及び入札手続きを行うこと。

- (イ) 入札参加者を構成する企業の数の上限は任意とするが、構成員は本業務の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- (ウ) 基幹的設備改良事業を請け負うにあたり、建設JVを構成する場合は、代表企業が建設JVの代表者になるものとする。
- (エ) 入札参加表明書の提出以降、入札参加者の構成員の変更は特段の事情があると本組合が認めた場合の外、原則として認めない。

#### ウ 特別目的会社の設立

本業務の実施のみを目的とする特別目的会社の設立は任意とする。

特別目的会社を設立する場合は、構成員は特別目的会社への出資を行うものとし、代表企業は最大の出資者（出資比率50%以上）となるものとする。

特別目的会社への出資を行わず、本業務の一部を請負又は受託することを予定している者は協力企業とし、入札参加資格審査の申請時にその立場を明らかにすること。

#### エ 重複参加等の禁止

- (ア) 参加グループの構成員と資本面、人事面において関係のある者は、他の参加グループの構成員になることができない。
- (イ) 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員となることは認めない。なお、本規定は、参加表明書提出以降、本組合がやむを得ない事情と認めた場合及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成員も適用する。
- (ウ) 入札参加者の構成員のいずれかと、財務諸表などの用語様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

#### (2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、本業務の各業務を行う者として、以下のア、イ及びウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1者で複数の項の要件を満たす者は、当該1者のみで複数の項の業務にあたることを可とする。

##### ア 本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件

本施設の建築物の基幹的設備改良工事に係る設計・施工を行う者は、以下の要件を全て満たす構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は以下の要件を全て満たすこと。

- (ア) 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 建設業法第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 最新の経営事項総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が1,100点以上であること。
- (エ) 地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設（平成27年4月以降に竣工した施設に限る。）で全連続焼却式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の実績を有すること（プラントメーカーから直接請負（一次下請け）の実績を含む）。

##### イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

(ア) 焼却施設

焼却施設のプラント設備の基幹的設備改良事業に係る設計・施工を行う者は、以下の要件を全て満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、代表企業が以下の要件を全て満たすものとする。

- ① 建設業法第3条1項の規定による「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 最新の経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事業」の総合評定値が1,100点以上であること。
- ③ 地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設のプラント施設に係る基幹的設備改良事業の実績を元請として2件以上有すること。
- ④ 元請実績は、平成27年4月1日以降に完了した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続焼却式焼却施設）の基幹的設備改良工事のうち以下の条件を満たす施設であること。
  - 1) 処理能力：200t/日以上かつ複数炉構成
  - 2) 処理方式：ストーカ式焼却炉
- ⑤ 清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつごみ焼却施設工事の経験がある監理技術者を配置できること。

(イ) リサイクルプラザ

リサイクルプラザのプラント設備の基幹的設備改良工事を行う者は、以下の要件を全て満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は以下の要件を全て満たすものとする。

- ① 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 最新の経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」の総合評価値が1,100点以上であること。
- ③ 地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設のプラント施設に係る基幹的設備改良工事の実績を元請として1件以上有すること。
  - 1) 実績は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事のうち、一般廃棄物を対象とした破砕設備（高速回転式破砕機及び低速回転式破砕機、磁力選別設備及びアルミ選別設備を有する施設。また、破砕機については、横回転式破砕機でもよいものとする。）なお、実績は、元請実績に加え、プラントメーカーから直接請負（一次下請け）の実績を含むものとする。

ウ 本施設の包括管理運営業務を行う者の要件

(ア) 焼却施設の包括管理運営業務を行う者の要件

ごみ焼却施設の包括管理運営業務を行う者は、少なくとも1者は以下の要件を全て満たす構成員とすること。

- ① 構成市町の競争入札参加資格者名簿に「清掃施設工事業」で登録された者であること。
- ② ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（処理方式はストーカ式、施設規模は200t/日以上かつ複数炉構成とする。）において、5年以上の運転管理業務の受託実績を元請で2件以上有すること。なお、「リサイクルプラザの包括管理運営業務を行う者の要件」を全て満たす場合は、焼却施設とリサイクルプラザの包括管理運営業務の兼務を可とする。
- ③ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理施設の現場総括責任者として経験を有する技術者を本業務の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として配置

できること。

(イ) リサイクルプラザの包括管理運営業務を行う者

リサイクルプラザの包括管理運営業務を行う者は、少なくとも1者は以下の要件を全て満たす構成員とすること。

- ① 構成市町の競争入札参加資格者名簿に「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」で登録された者であること。
- ② 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、平成27年4月1日以降に、破砕機を備え可燃性粗大ごみと不燃粗大ごみを破砕・選別するリサイクル施設の5年以上の運転管理業務実績を元請（入札参加者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として有すること。なお、「焼却施設の包括管理運営業務を行う者の要件」を全て満たす場合は、リサイクル施設との兼務を可とする。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 構成市町の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者。
- ウ 構成市町の競争入札参加停止等措置要領の規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- ク 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年7月施行。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者。
  - (ア) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
  - (イ) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
  - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
  - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
  - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- ケ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- コ 清算中の株式会社である事業者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- サ 国税又は地方税を滞納している者。
- シ 以下の（ア）から（ウ）に掲げる社会保険料の加入届出を行っていない者。（当該届出の義務

がない者を除く。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 条）第 48 条の規定による届出。

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律 115 号）第 27 条の規定による届出。

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出。

ス 本組合が本業務に係るアドバイザー業務を委託している者及びその者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、受託者が会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号で定める子会社である関係のもの及び受託者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 5 項で定める関連会社の関係であるものを指す。本業務に関し、本組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ 豊原総合法律事務所

セ 本組合が、本書第 5 章 1 に示す、本業務のために設置する P F I 事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。なお、入札公告日以降に、本業務について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

#### (4) 参加資格の確認

ア 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して 3 か月前までとする。

イ 参加資格確認基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成員が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成員に代わる構成員を補充し、その構成員が本組合により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成員の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格要件を欠いた日とする。

ウ 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成員が参加資格要件を欠いた場合、本組合は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格要件を欠いた場合で、本組合がやむを得ない事情であると判断したときは構成員の変更を認め、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外しないことができる。

エ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員が参加資格要件を欠いた場合、本組合は、落札者と事業契約を締結しないことができる。この場合において、本組合は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

オ 入札説明書等の公表以降、本業務の落札者決定までの間に、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、選定委員会の委員及び当該委員が所属する法人に本業務に関する問い合わせなどの接触を行い、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするような働きかけ等を行った場合は、入札参加資格を失うものとする。

## 4 応募手続等

### (1) 入札公告及び入札説明書等の公表

入札公告日は令和 7 年 3 月 3 日（月）とし、入札説明書等を本組合のホームページにおいて公表する。

ホームページアドレス：<https://kunisakicc.jp/association>

(2) 入札説明書等に関する質問の受付

入札参加者からの入札説明書等に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

・受付期間：

(第1回目) 令和7年3月3日(月)～3月17日(月)17時まで

(第2回目) 令和7年4月22日(火)～4月28日(月)17時まで

- ・提出方法：質問・意見の内容を簡潔にまとめて、様式第1号に入力し、電子メールに添付して送付すること。(送付先は本書「第8章 入札説明書等に関する問合せ先」に同じ。)

(3) 入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回、第2回)

入札参加者からの質問に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、第1回目の質問受付については令和7年4月7日(月)までに、第2回目の質問受付については令和7年5月16日(金)までに、本組合のホームページで公表する。

(4) 対面的対話の実施

本組合は、本業務の入札への参加を予定している者(以下「入札参加予定者」という)との間での対面的対話(以下「対話」という。)を行う。

対話の実施要領については、添付資料3を参照すること。

ア 実施日

令和7年3月24日(月)

イ 場所

猪名川上流広域ごみ処理施設組合 国崎クリーンセンター(予定)

ウ 参加申込

(ア) 申込方法

入札参加予定者は、次の様式等を作成のうえ、電子メールにより提出すること。申込みの際には、電子メールの件名を「対面的対話申込」とし、電子メール送信後は、必ず着信の確認を電話で行うこと。なお、申込みの状況によっては、本組合が日程の調整を行うことがある。

- ・「対面的対話への参加申込書」(様式第11号)
- ・「対面的対話における確認事項」(様式第12号)
- ・補足資料(様式第12号を補足する資料等)

(イ) 対話の確認事項の受付期間

令和7年3月3日(月)から3月17日(月)17時まで

(ウ) 提出先

本書「第8章 入札説明書等に関する問合せ先」を参照すること。

エ 実施方法

(ア) 対話は、本組合主催により実施し、対話時間は、1者につき90分程度を想定する。実施日時、実施場所等の詳細は、別途入札参加予定者に通知する。

(イ) 申込時に提出された「対面的対話における確認事項」(様式第12号)及び補足資料に基づき、本組合と入札参加予定者の対話を行う。対面的対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加予定者の提案自体に対する助言、評価は行わない。

(ウ) 事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、対面的対話結果は原則として公表する。対話時間内に回答できなかった確認事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)で併せて公表する。ただし、入札参加予定者固有のノウハウ等

に基づく内容については、公表せずに、入札参加予定者に対して個別に回答する場合があります。

- (エ) 対面的対話結果は、令和7年4月7日（月）に、入札参加予定者の確認を得た上で、本組合ホームページに掲載する。
- (オ) 対面的対話結果について確認等が必要な場合は、入札説明書等に関する質問受付（第2回）に含め、様式第1号に記入して提出すること。記入にあたっては、様式第1号の「質問の内容」欄の文頭に「対話結果確認」と示すこと。

(5) VE・CD提案について

対話の確認事項の受付に合せ、要求水準書に係るVE（バリューエンジニアリング）、CD（コストダウン）提案を受け付ける。

VE・CD提案を行おうとする場合は、様式第12号に「VE提案」、「CD提案」と示して提出すること。

但し、本組合は提案のすべてを認めるということではなく、提案の採択・不採択については、対面的対話結果と併せ入札参加予定者に通知する。

VE・CD提案に対する回答に関し、本組合は、当該提案が提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、その採択・不採択の結果を、入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）、対面的対話結果と併せ、本組合のホームページで公表する。

【参考】

VE (バリュー エンジニアリング)	製品やサービスの「価値」を、それが果たすべき機能とそのためにかかるコストとの関係で把握し、価値の向上をはかる手法。 この場合、要求水準を満たすことが必要である。
CD (コストダウン)	製品や工法を見直し、コストを削減する提案。本施設の本来の機能を損なわない範囲で、要求水準の引き下げを認める場合がある。

(6) 入札参加表明書、入札参加資格確認申請書類の受付

入札参加者は参加資格確認に必要な書類を以下のとおり提出すること。

提出期限	令和7年4月14日（月）17時
提出場所	本書「第8章 入札説明書等に関する問合せ先」に同じ
提出書類	入札参加表明書（様式第2号） 構成員及び協力企業一覧表（様式第3号） 予定する建設事業者の構成（様式第4号） 入札参加資格確認申請書及びその他の書類（様式第5号～第9号）
提出方法等	直接持参又は簡易書留により提出することし、期限までに必着のこと。 【簡易書留の場合】 ・ 封筒に「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 入札関係書類在中」と朱書きのこと。 ・ 本組合の担当者が受領していることを電話にて確認すること。
提出部数等	必要な添付書類を含めて正1部・副1部を作成・提出すること。 提出は、紙ファイル等の簡易なファイルに綴じて提出すること。

(7) 入札参加資格審査結果の通知

本組合は、参加資格確認申請書をもとに入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年4月21日(月)までに代表企業に通知する。

なお、参加資格がないと判断された者は、令和7年4月28日(月)までにその理由について書面で説明を求めることができる。

(8) 入札の辞退

入札参加表明書等の提出以後、入札を辞退する場合は、様式第10号を令和7年6月9日(月)17時までに、本書「第8章 入札説明書等に関する問合せ先」に持参又は郵送(期限までに到着するものに限る。)により提出すること。なお、入札を辞退した場合においても、以後、本組合の行う業務において不利益な取扱いはされない。

(9) 入札書及び提案書の受付

入札参加者は、以下のとおり入札書及び提案書(技術提案書、施設計画図書、添付資料等)を提出すること。入札書及び提案書を期限までに提出しない場合は、入札を辞退したものとみなす。

受付期間	令和7年6月2日(月)～6月9日(月)、土曜日、日曜日を除く9時から17時まで	
受付場所	本書「第8章 入札説明書等に関する問合せ先」に同じ。	
提出書類 ・ 提出部数	1. 入札提案書類提出届 様式第13号 入札提案書類提出届(1部) 様式第14号 要求水準に関する誓約書(1部)	
提出書類 ・ 提出部数	2. 入札書 様式第15号 入札書(1部) 様式第15号(別紙1、2、3) 入札価格参考資料(各1部) 様式第18号 委任状(開札の立会い)(開札時に持参すること)	
	3. 提案内容に関する提出書類 以下の提出書類については正本1部、副本12部を提出すること。	
	様式第16号	国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務に係る技術提案書
	様式第16号-1 (様式第16号-1-1～2)	安全かつ効率的な施工及び維持管理
	様式第16号-2 (様式第16号-2-1～2)	適切な維持管理による施設の基本性能の発揮、地域環境、地球環境などに対する負荷の低減
	様式第16号-3 (様式第16号-3-1～2)	経済性を考慮した、ライフサイクルコストの低減と効率的な施設管理
	様式第16号-4 (様式第16号-4-1～2)	災害時における迅速な対応
	様式第16号-5 (様式第16号-5-1～4)	事業全体計画
	様式第17号	添付資料(図面集等)
	4. 電子データ	

	提案内容に関する提出書類の電子データ（DVD-R） （正・副 各1枚）
	※図面集はA3判の紙ファイル等の簡易なファイル綴じとし（A4判折込でも可とする）、それ以外の提案書については、A4判の紙ファイル等の簡易なファイル綴じとする。
提出方法	直接持参により提出すること。
留意事項	提出するデータは以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書（Word形式）：Word形式又はPDF形式</li> <li>・提案書（Excel形式）：Excel形式（計算式は残すこと）</li> <li>・図面関係図書（設計図書等）：PDF形式、TIFF形式、DXF形式</li> </ul>

#### （10）入札書作成要領

入札書を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、以下のとおりとすること。

- ア 入札書（様式第15号）及び入札価格参考資料（様式第15号別紙1～3）は、封筒に入れ、密封して提出すること（別図1参照）。
- イ 入札価格は、事業期間にわたる基幹的設備改良事業に係る対価（サービス対価A）及び包括管理運營業務に係る対価（サービス対価B、C）を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とすること。また、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- ウ 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- エ 技術提案書との整合性を確保すること。

#### （11）入札に関する留意事項

##### ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書及び提案書の提出をもって、入札説明書等及び追加で公表された資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

##### イ 費用負担

入札参加に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

##### ウ 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

##### エ 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

##### オ 著作権等

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、事業者の提案書は、特に本組合が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

本業務に関する入札書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことで生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって本組合が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は本組合に対して補償又は賠償しなければならない。

##### カ 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

また、落札者として選定されなかった入札参加者が提出した提案書等は、本書「第4章2(1) 資料の公開」に規定する場合を除き、全て返却する。

キ 本組合からの提示資料の取扱い

本組合が提示する資料は、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

ク 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、落札の決定を取り消すものとする。

(ア) 入札者の記名押印のない入札又は記入した事項の判読できない入札

(イ) 金額を訂正した入札

(ウ) 入札書に記載すべき事項の記入のない入札

(エ) 本書「第3章4(8) 入札書及び提案書の受付」に記載の「受付期間」「受付場所」に到着しなかった入札

(オ) 2通以上の入札書を提出した者がした入札

(カ) 本業務に関する入札の参加資格がない者の行った入札

(キ) 参加資格を有する者との確認を受けた入札参加者の代表企業以外の者が行った入札

(ク) 虚偽の記載をした入札

(ケ) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

(コ) その他入札の条件に違反した入札

ケ その他

入札参加者は、一つの提案しか行うことはできない。

入札説明書等に定めるほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

(12) その他

本組合が提示する資料及び質問・意見に対する回答は、入札説明書等と一体のものであるため、その内容も踏まえて、入札書及び提案書を作成すること。

## 第4章 提案に関する条件

本業務の提案に関する条件は以下のとおりである。入札参加者は、以下の条件を踏まえて、技術提案書を作成すること。また、事業者選定の審査は入札参加者名を伏せて実施するため、技術提案書の作成にあたり、記載内容から入札に参加している企業等を把握できないように留意すること。

### 1 事業計画の提案に関する条件

#### (1) 事業者の収入

本組合は、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービス対価を対象設備の引渡し後、事業期間の終了時まで支払う。サービス対価は、基幹的設備改良事業のサービス対価（サービス対価 A）と包括管理運営業務のサービス対価（サービス対価 B、C）から構成される。なお、サービス対価は物価変動に基づき、必要に応じて見直しを行う。

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| ア 基幹的設備改良事業に係る対価         | 【サービス対価 A】 |
| イ 包括管理運営業務に係るサービス対価（固定費） | 【サービス対価 B】 |
| ウ 包括管理運営業務に係るサービス対価（変動費） | 【サービス対価 C】 |

#### (2) 事業費の支払

本業務は、事業者からサービスを購入する形態の業務である。なお、支払方法の詳細については事業契約書（案）にて提示する。

##### ア 基幹的設備改良事業に係るサービス対価 A の支払

サービス対価 A のうち、当該事業に係る特定財源（補助金・地方債）については、基本的に出来高に応じて年度毎に事業者を支払う（「出来高相当部分」という）。その他の工事費相当分については、割賦方式により事業者を支払う（「割賦支払部分」という）。

区分	支払の対象となる費用	対価の支払方法
サービス対価 A	① 出来高相当部分	工事期間中各年度の出来高に応じて当該年度の特定財源（補助金・地方債代り金）相当額を支払う。
	② 割賦支払部分	割賦支払部分について、令和 13 年度以降、事業者が提案する割賦金利に元利均等返済方式による元利金相当額を年に 1 回支払う。

##### イ 包括管理運営業務に係るサービス対価 B、C の支払

包括管理運営業務に係る費用については、サービス対価 B、C として包括管理運営期間にわたり事業者を支払う。

区分	支払の対象となる費用	対価の支払方法
サービス対価 B	固定費用 ・ 人件費 ・ 維持管理費（補修費用を除く。） ・ その他費用	■ 各支払期の支払金額 = [左欄対象費用の包括管理運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4 回/年×15 年）
サービス対価 B	補修費用	■ 補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。

区分	支払の対象となる費用	対価の支払方法
サービス 対価C	変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・電力使用料、水道料金等 ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	<b>■ 各支払期の支払金額</b> = 各支払期の処理量（実績値） × 事業者の提案単価（円/t）  ※ 入札価格の算定にあたっては、各年度のサービス対価C＝各年度処理量（計画値）×提案単価（円/t）とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。

※ 電力使用料には基本料金、アンシラリーサービス料金、自家発補給基本料金、力率補正額等電力の使用に係る料金をすべて含む。

### （3）事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中の管理運営業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、合理的な期間において改修・更新を行う必要がなく、本施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。

また、事業者は、事業期間終了時において、要求水準書の規定に従い、管理運営業務の円滑な引継ぎを行わなければならない。

### （4）予想されるリスクと責任

#### ア リスクと責任負担の考え方

本業務における責任分担は、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（平成27年12月18日）に示された『リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する』との考え方に基づき、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として事業者が負う。

#### イ リスク負担

本組合と事業者との責任負担は、リスク分担表及びリスク管理方針書（案）に示し、事業契約書に規定する。事業契約書に規定されていない事項は、双方の協議により定めるものとする。

### （5）提供されるサービス水準

本業務を遂行するに当たり、要求する性能及びサービス水準については、要求水準書に提示する。

### （6）保険

事業者は、本業務の実施に関連して、自ら又は業務の受託者をして、基幹的設備改良工事に対しては建設工事保険及び第三者賠償責任保険に、管理運営に対しては賠償責任保険に加入させ、その保険料を負担するものとする。保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく本組合へ提示するものとする。

また、前述の保険以外にリスク対応のために必要とされる場合は、提案により加入するものとする。

### （7）計算書類の提出

事業者は、毎事業年度終了後3か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事

業年度の計算書類を自己の費用で作成し、本組合に提出する。また、本組合は、事業者の経営状態の悪化等、必要な場合は当該計算書類を公開できるものとする。

(8) 遵守すべき法制度等

事業者は、本業務を実施するに当たり関係法令等（法律、政令、省令等）及び構成市町の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律</li> <li>・ 廃棄物の処理および清掃に関する法律</li> <li>・ ダイオキシソ類対策特別措置法</li> <li>・ 環境基本法</li> <li>・ 大気汚染防止法</li> <li>・ 水質汚濁防止法</li> <li>・ 騒音規制法</li> <li>・ 振動規制法</li> <li>・ 悪臭防止法</li> <li>・ 電気事業法</li> <li>・ 有線電気通信法</li> <li>・ 電気通信法</li> <li>・ 電気用品安全法</li> <li>・ 公衆電気通信法</li> <li>・ 高圧ガス取締法</li> <li>・ 危険物取締法</li> <li>・ 計量法</li> <li>・ 建築基準法</li> <li>・ 消防法</li> <li>・ 都市計画法</li> <li>・ 森林法（林地開発、伐採届）</li> <li>・ 水道法</li> <li>・ ガス事業法</li> <li>・ 電波法</li> <li>・ 労働基準法</li> <li>・ 労働安全衛生法</li> <li>・ 作業環境測定法</li> <li>・ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）</li> <li>・ 国等による環境物品等の調達の促進に関する法律（グリーン購入法）</li> <li>・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）</li> <li>・ 製造物責任法（PL法）</li> <li>・ 作業環境測定法</li> <li>・ 毒物および劇物取締法</li> <li>・ 土壌汚染対策法</li> <li>・ 事務所衛生基準規則</li> <li>・ 公共建築工事標準仕様書 機械設備編（国土交通省大臣官房長官官繕部監修）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共建築工事標準図 機械設備編（国土交通省大臣官房長官官繕部監修）</li> <li>・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房長官官繕部監修）</li> <li>・ 公共建築工事標準仕様書 電気設備編（国土交通省大臣官房長官官繕部監修）</li> <li>・ 公共建築工事標準図 電気設備編（国土交通省大臣官房長官官繕部監修）</li> <li>・ 電気設備工事監理指針</li> <li>・ 日本建築規格および鋼構造計算基準</li> <li>・ 鉄筋コンクリート構造計算基準</li> <li>・ 基礎構造計算基準</li> <li>・ 土木工事施工監理基準</li> <li>・ 建築設備耐震設計施工指針（日本建築センター）</li> <li>・ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編（国土交通省住宅局建築指導課監修）</li> <li>・ 公共建築工事標準図 建築工事編（国土交通省住宅局建築指導課監修）</li> <li>・ 建築工事監理指針（国土交通省住宅局建築指導課監修）</li> <li>・ 建築構造設計基準および同解説（国土交通省住宅局建築指導課監修）</li> <li>・ 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシソ類ばく露防止対策要綱</li> <li>・ ごみ処理施設整備の計画設計要領 2017 改訂版</li> <li>・ ごみ処理に係るダイオキシソ類発生防止等ガイドライン</li> <li>・ 電力系統連係技術要件ガイドライン 2003</li> <li>・ (旧) 労働省通達「ごみ焼却施設におけるダイオキシソ類対策について」</li> <li>・ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例</li> <li>・ 川西市環境保全条例</li> <li>・ 川西市下水道条例</li> <li>・ 川西市水道事業給水条例</li> <li>・ 川西市火災予防条例</li> <li>・ 組合関係条例</li> <li>・ その他適応する関連法令、規則、規格、基準等</li> </ul>
---	--

## 2 留意事項

### (1) 資料の公開

本組合は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、入札参加者から提出された提出書類（選定されなかった入札参加者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合があります。

本業務に係る情報提供は、組合のホームページ等を通じて行う。また、本業務に係る情報公開は、関連法令等に基づき行う。

### (2) 提案書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、本組合から指示する場合を除き認めない。

### (3) 提案審査書類の取扱い等

入札参加者から提出された提案審査書類等に疑義等がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別質疑を行って確認する場合があります。

入札参加者への個別質疑に対する回答及びプレゼンテーションにおける質疑応答内容等は、提案審査書類における提案内容と同様の扱いとし、本業務の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

### (4) 入札の取消

本組合は、必要と判断した場合、落札者の選定までにPFI事業者の募集を中止し、入札を取り消すことができる。この場合、本組合は入札参加者に生じた入札参加に係る費用を負担しない。

### (5) 入札参加者がいない場合の対応

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない場合には、落札者を決定せず、その旨を本組合のホームページ等で速やかに公表する。

### (6) 使用言語、単位、通貨単位及び時刻

使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 3 予定価格

本業務の予定価格は、34,218,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）とする。

## 第5章 入札提案書類の審査及び落札者の決定

本業務の落札者の決定方法は、総合評価一般競争入札方式とする。

### 1 PFI事業者選定委員会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、本業務に係るPFI事業者の選定に関し調査審議を行うことを目的として、学識経験者等で構成するPFI事業者委員会を設置している。

なお、選定委員会は、以下の8名の委員で構成される。

◎ 荒井 喜久雄	前全国都市清掃会議技術指導部長
○ 日下部 武敏	大阪工業大学工学部環境工学科 猪名川上流広域ごみ処理施設 組合環境保全委員
竹田 享司	一般財団法人環境事業協会 技術協力担当課長
濱 和哲	共栄法律事務所 弁護士、税理士
宇野 功哉	川西市 美化衛生部副部長
大嶋 武	猪名川町 地域振興部長
坂田 朗夫	豊能町 都市建設部長
馬瀬 師彦	能勢町 産業建設部長

※◎：委員長、○：副委員長

### 2 審査の方法

審査は、「事前審査」と「提案審査」において実施する。提案審査は、「非価格要素の定量化審査」「入札価格の定量化審査」で構成される。なお、詳細は「落札者決定基準」に記載する。

### 3 事前審査の結果通知及びプレゼンテーションの実施

入札参加者は、提案審査の過程において、選定委員会に対し、提案書のプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションを含むヒアリングの実施時間は60分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答40分程度）を予定している。

プレゼンテーションは令和7年8月上旬を予定しているが、詳細については提案書類の受付後に、事前審査の結果と併せて本組合から入札参加者に連絡する。

### 4 開札

入札書の開札は、本組合において、以下のとおり行う。なお、日時や場所等の詳細を決定次第、入札参加者の代表企業に本組合より通知する。

(1) 日時

令和7年8月上旬（予定）

(2) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立ち会う場合、「委任状（代理人）」（様式第16号）を当日持参することとする。

(3) 入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本組合職員を立ち合わせて行う。

(4) 開札場には、入札参加者、その代理人又は(3)の立会職員及び入札事務に関係のある本組合職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は、入場することができない。

- (5) 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書、加えて代理人は開札に関する委任状を提示しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。
- (8) 開札場において、以下のいずれかに該当する者は、当該開札場から退去させる。
  - ア 公正な執行を妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (9) 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かの確認を行う。

## 5 落札者の決定

本組合は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。その結果は入札参加者へ個別に通知するほか、結果の概要については本組合のホームページにおいて公表する。

## 第6章 事業契約に関する事項

### 1 基本協定の締結

本組合と落札者は、入札説明書等及び入札提案書類に基づき基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

### 2 特別目的会社の設立

特別目的会社の設立は任意とする。

特別目的会社を設立する場合の要件は、本書第3章3（1）ウの他、以下のとおりとする。

- (1) 落札者は、仮契約締結までに会社法（平成17年法第86号）に定める株式会社として特別目的会社を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員以外の者が特別目的会社の出資者となることは認めない。代表企業の特別目的会社への出資比率は出資者の中で最大とすること。
- (2) 特別目的会社は、本組合の構成市町内に設立するものとする。
- (3) 特別目的会社は、その資本金が本業務を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会を設置する株式会社でなくてはならない。
- (4) 特別目的会社は、組合が認める場合を除き、本業務以外の事業を実施できないものとする。
- (5) 特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。ただし、改修工事期間終了時における構成員間の譲渡（出資比率の変更）については認めるものとする。

### 3 仮契約の締結

本組合は、落札者と本業務についての事業契約の仮契約を締結する。

### 4 契約締結に係る議会の議決

本組合は、事業契約に関する議案を、令和7年11月組合議会に提出する予定であり、事業契約は、組合議会の議決を経て本契約となる。

### 5 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の代表企業、構成員又は協力企業（特別目的会社を設立する場合）が参加資格要件を欠くに至った場合、組合は事業契約を締結しない場合がある。この場合において、組合は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

なお、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、組合が入札参加資格の確認及び落札者の事業遂行能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結することができる。

### 6 契約締結に係る費用の負担

契約締結に係る落札者側の弁護士費用及び印紙代等は、落札者の負担とする。

### 7 契約保証金

#### (1) 施工期間中の契約保証金

施工期間中の契約保証金については、基幹的設備改良事業（施設設計改修業務）に係る対価から割賦金利を除いた額の100分の10以上を納付すること。

詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

(2) 包括管理運営期間中の契約保証金

包括管理運営期間中の契約保証金については、包括管理運営費相当額の1年分に相当する額の100分の10以上を納付すること。

詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

**8 金融機関と組合の協議（直接協定）**

事業の継続性をできる限り確保し、事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて事業者が資金提供を行う金融機関と本組合で協議し、直接協定を締結することがある。

## 第7章 事業実施に関する事項

### 1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と落札者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、本業務に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

### 2 事業の継続が困難となった場合の措置

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

ア 事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、その発生事由ごとに事業契約書等に示す規定に従い対応することとする。

本組合は、事業者の提供するサービスが本組合の要求水準を下回る場合やその他債務不履行又はその懸念が生じた場合には、事業者に改善勧告を行い、改善策の提出実施を求めることができるものとし、原則として一定の期間を与えて、事業遂行能力の改善修復を待つこととする。

なお、本組合は、改善勧告を行ったにもかかわらず改善が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合又は事業遂行能力の改善が不可能であると判断される場合は、サービス対価の減額又は支払の停止措置又は事業者との契約を解除することができる。

イ 本組合は、事業者が倒産又は財務状況の著しい悪化など、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合は、催告を行うことなく事業契約を解除することができる。

ウ 前項ア及びイの規定により本組合が事業契約を解除した場合は、事業者は本組合に生じた合理的損害を賠償すること。詳細については事業契約書（案）に示す。

#### (2) 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

ア 本組合の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合は、事業者は事業契約を解除することができる。

イ 前項アの規定により事業者が契約を解除した場合は、本組合は合理的な範囲で事業者に生じた損害を賠償する。

#### (3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本組合及び事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、本組合と事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については事業契約書（案）に示す。

### 3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等

#### (1) 法制上及び税制上の措置

現段階では、本業務に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。事業者が本業務を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、本組合は、事業者と協議する。

#### (2) 財政上及び金融上の支援

事業者は、本組合が行う交付金又は起債申請等に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

#### (3) その他の支援

本組合は、事業者が業務実施に必要な許認可等を取得する場合は、可能な範囲で必要な協力を

行う。

また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、本組合は、事業者と協議を行う。

#### 4 債権の取扱い

##### (1) 債権の譲渡

事業者は、本組合の承諾を得た場合を除き、本組合に対して有する支払請求権（債権）を他者に譲渡することはできない。

##### (2) 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が本組合に対して有する債権に対し、本組合の承諾を得た場合を除き、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。

#### 5 事業者の事業契約上の地位

事業者は、事業契約上の地位及び権利義務を本組合が承諾した場合を除き、譲渡担保提供その他処分してはならない。

#### 6 事業の実施状況の監視（モニタリング）

##### (1) 本組合による業務の実施状況の確認

###### ア 監視の方法等

本組合は、事業者が事業契約に基づいて本業務を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本業務の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

###### イ 改善の要求、支払の減額等

本組合は、管理運営業務において、事業者の帰責事由により要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に管理運営業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求めるほか、事業者に支払うべきサービス対価 B のうち人件費相当額を減額することができる。

##### (2) 業務の履行の検査等

###### ア 施設の完成検査

本組合は、対象設備の引渡しを受ける前に、対象設備の状態が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて検査を行う。本組合は、上記の検査の結果、対象設備が事業契約に定めた条件に適合しない場合、事業者は適合するよう必要な修補を行う。

###### イ 管理運営業務の検査

本組合は、各支払期の業務完了時に検査を行い、サービス対価を支払う。

なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合、組合は上記（1）イの措置を講ずる。

##### (3) 事業期間中の事業者と組合の関わり

本業務は、事業者の責において遂行される。本組合は、前項のとおり事業実施状況について確認を行う。

本組合は、原則として、特別目的会社を設立する場合は特別目的会社、特別目的会社を設立しない場合は代表企業に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行

う場合がある。

## 7 支払手続き

### (1) サービス対価A

#### ア 出来高相当部分

本組合は、サービス対価A（出来高相当部分）について、工事期間各年度終了時の本組合による確認終了後、事業者からの請求書を受理した日から30日以内に支払う。

#### イ 割賦支払部分

本組合は、割賦料を令和13年度から令和22年度にわたり年に1度支払う。

本組合は、事業者からの請求書を受理した日から30日以内に支払う。

### (2) サービス対価B、C

本組合は定期的に本書第7章6（2）イに規定する検査を実施し、事業契約書に定められた業務水準が満たされていることを確認した上で、事業者が提供したサービスに対し、サービス対価B、Cを支払う。

ア 事業者は、各四半期の業務完了後、業務報告書を速やかに本組合に提供する。

イ 本組合は、業務報告書受理後10日以内に履行を確認し、その結果を事業者に通知する。

ウ 事業者は、履行確認通知後、組合に請求書を送付する。

エ 本組合は、事業者からの請求書を受理した日から30日以内にサービス対価を支払う。

## 第8章 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、以下のとおりである。

猪名川上流広域ごみ処理施設組合事務局（国崎クリーンセンター）  
〒666-0103 兵庫県川西市国崎字小路13番地  
TEL：072-739-7201  
E-mail：ina-kouiki@asahi-net.email.ne.jp  
ホームページ：https://kunisakicc.jp/association

## 添付資料

### 1 リスク分担表

以下のリスク分担表は、本業務のリスクに関する基本的な考え方を示すものである。

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本組合	事業者
共通	契約締結リスク	本組合の事由により事業契約が結べない、事業契約締結の遅延等	○	
		事業者の事由により事業契約が結べない、事業契約締結の遅延等		○
		事業契約締結に係る議会の議決が得られず事業契約が結べない、事業契約締結の遅延等 <sup>注1</sup>	○	○
	本組合の破綻等に係るリスク	本組合の指示（政策方針変更等）による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	住民対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民対応等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	本組合の責による場合	○	
		調査、施工、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本業務に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
		上記以外の許認可の遅延に関するもの	○	
	物価変動リスク	基幹的設備改良事業に係るインフレ、デフレ <sup>注2</sup>	○	△
包括管理運営業務に係るインフレ、デフレ <sup>注3</sup>		○	△	
周辺環境の保全リスク	施工業務、包括管理運営業務の実施による騒音、振動、悪臭等に関するもの		○	
債務不履行リスク	本組合の指示、本組合の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 <sup>注4</sup>	○	△	
設計・施工段階	設計変更リスク	本組合の指示や提示条件の不備による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備によるサービス追加の増大、計画遅延に関するもの		○
	各種調査の不備リスク	本組合が提供した資料等に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査等に関するもの		○
	工事の遅延リスク	本組合の指示や提示条件の不備によるもの	○	
		事業者の責によるもの		○
不可抗力等に関するもの		○	△	

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本組合	事業者
設計・ 施工段階	基幹的設備改良事業費（サービス対価）増大リスク	本組合の発注条件の変更等に関するもの	○	
		事業者の責による事故等の発生にかかる増加費用等に関するもの		○
	試運転、引き渡し性能試験リスク	要求水準等の未達成、重大な契約不適合の発見等に関するもの		○
	交付金リスク	事業者の事由による交付金の不交付に関するもの		○
事業者の事由以外による交付金の不交付に関するもの		○		
包括管理運営段階	ごみ量の変動リスク	ごみ量の変動に起因するサービス対価の上昇等 <sup>注5</sup>	○	△
	ごみ質の変動リスク	ごみ質の変動に起因するサービス対価の上昇等 <sup>注6</sup>	○	△
	搬入禁止物混入リスク	ごみの搬入管理において、事業者の責務を果たさなかったことによる損害の場合		○
		上記以外の要因によるもの	○	
	性能未達成リスク	本組合の条件変更等による性能未達成に関するもの	○	
		設計・施工に係る契約不適合による性能未達成、公害防止条件の未達成、その他要求水準の未達成に関するもの		○
	施設破損リスク	事業者の責による事故、火災等に関するもの		○
		本組合の責による本施設の破損等に関するもの	○	
	サービス対価の増大リスク	本組合の指示等によるサービス対価の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く。）の要因によるサービス対価の増大		○
事業終了時の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	
事業終了時の諸手続きに係る費用の増大リスク	後任事業者への教育、引継ぎの不備等に関するもの		○	

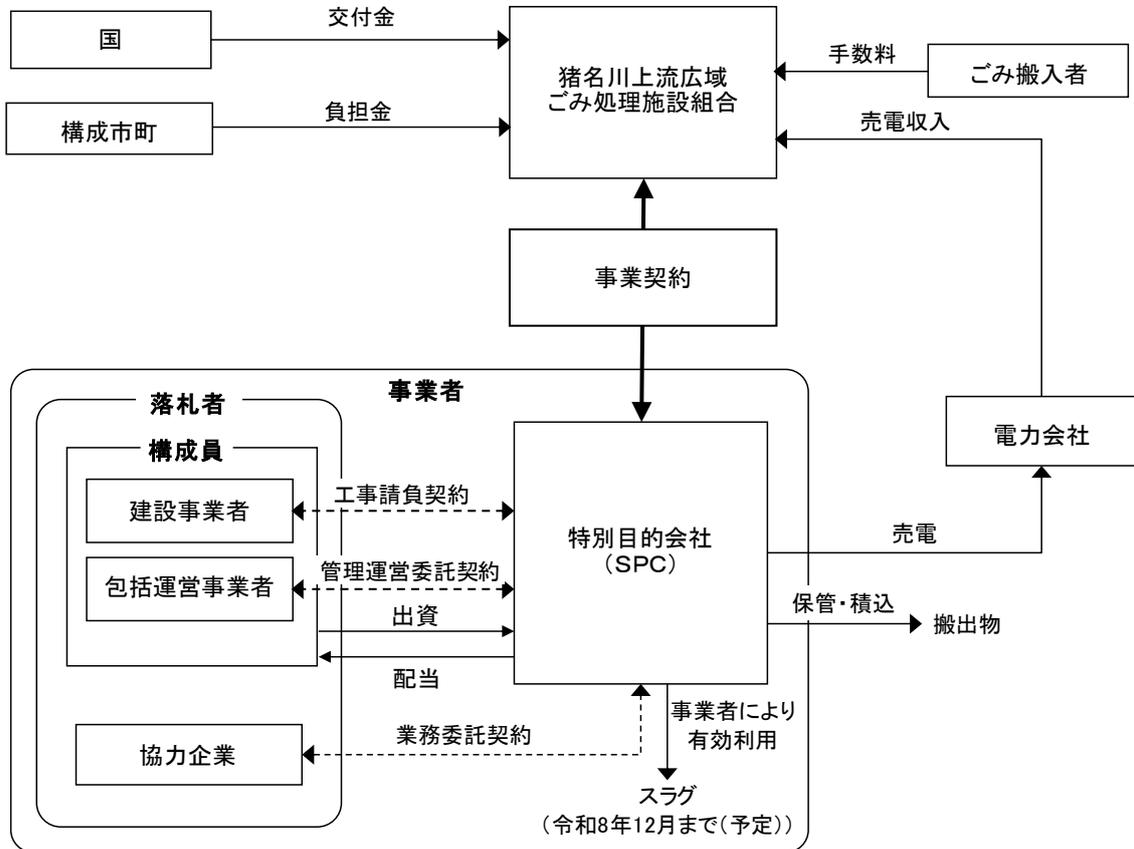
○主分担、△従分担

- 注1) 事業契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。
- 注2) 基幹的設備改良事業に係る物価変動については、公共工事標準契約約款におけるいわゆる「スライド条項」に準じて、一定程度までの変動は事業者の負担とし、それ以上は本組合が負担する。スライド基準日は、入札公告日とする。
- 注3) 包括管理運営業務に係る物価変動については、物価統計指数等により算定される物価変動幅が±1.5%を超える場合、サービス対価B、Cの見直しを行う。
- 注4) 包括管理運営業務での不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本組合が負担する。
- 注5) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。
- 注6) 受入廃棄物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による管理運営業務に係るサービス対価等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本組合、事業者の協議による。

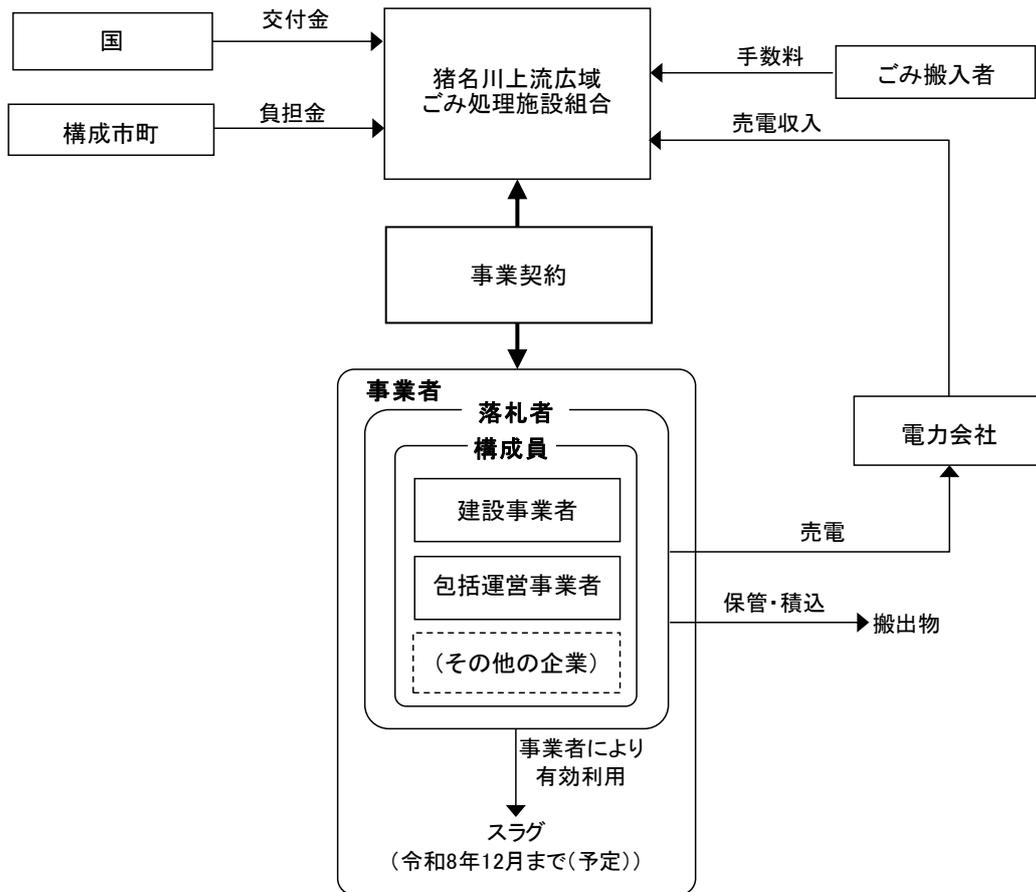
## 2 本業務の事業スキーム（例）

※ 以下の図は参考例であり、条件等を踏まえた上で事業者が提案する。

【SPC を設立する場合】



【SPC を設立しない場合】



### 3 入札説明書等に係る対面的対話 実施要領

#### 入札説明書等に係る対面的対話 実施要領

本組合は、入札参加予定者を対象として、対面的対話を行う。

##### 1. 対面的対話の目的等

対面的対話は、本組合と入札参加予定者間で意見交換を行うことにより、国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務（以下「本業務」という。）における本組合のニーズを入札参加予定者に明確に伝え、本業務に係る事業条件やリスクに対する認識を相互に共有することを目的とする。

具体的には、あらかじめ入札参加予定者から入札説明書等に関する質問を受け、これらについて本組合と入札参加予定者が対話することにより、入札説明書等の記載内容の確認を行い、解釈の相違などを排除する。このことにより、事業提案の全体的な精度の向上及び創意工夫の引出しを目指すものである。

##### 2. 入札説明書等に係る対面的対話の日程及び場所

###### (1) 日程

令和7年3月24日（月）（予定）

###### (2) 実施場所

猪名川上流広域ごみ処理施設組合 国崎クリーンセンター  
時刻・場所等の詳細は別途通知する。

##### 3. 対面的対話への参加申込み

入札参加予定者は、様式第11号「対面的対話への参加申込書」に必要事項を記入し、令和7年3月3日（月）～3月17日（月）午後5時までの受付期間内に、事務局まで電子メールで提出すること。

##### 4. 事前資料の提出

###### (1) 対話における確認事項

入札参加予定者は、様式第12号「対面的対話における確認事項」を記入のうえ、令和7年3月17日（月）17時までに、事務局まで電子メールにより提出すること。

なお、確認事項の対象は、本組合が令和7年3月3日（月）に公表した本業務の入札説明書等及び提案内容の適合性に関するものとする。

また、確認内容が入札参加予定者固有のノウハウに基づくものであり、個別回答を希望する確認事項については、様式第12号「対面的対話における確認事項」の質問内容の文頭に【個別回答希望】と記載すること。また、VE、CD提案に係るものについては、質問内容の文頭に【VE提案】、【CD提案】と記載すること。

なお、確認事項は優先順位の高いものから順に記載すること。

###### (2) 補足資料

対面的対話では、口頭による意見交換を基本とするが、相互の意思疎通を円滑にするために必要がある場合は、入札参加予定者の任意により、フローチャート、図面（拡大図を含む）等を補足資料として提示することができる。なお、補足資料で示す内容は、結果的に、最終的な提案内容と変更が生じても構わないものとする。

補足資料はA 4 又はA 3 判・自由様式とし、枚数制限は設けないが、本組合側の参加者が理解しやすいよう簡潔にまとめ、様式第 12 号「対面的対話における確認事項」と対応した質問番号を分かりやすい箇所に記載すること。

なお、補足資料は令和 4 年 3 月 17 日（月）17 時まで事務局まで電子メールにより提出すること。

## 5. 入札説明書等に係る対面的対話の実施方法

### (1) 参加人数

入札参加予定者：15 名を上限とし、オンライン会議での参加は認めない。

### (2) 対面的対話の流れ

対面的対話の流れは、次のとおりとする。

#### ① 事前準備

- ・ 対話に先立ち、開始 5 分前から入室し、セッティングを行うものとする。

#### ② 対話の実施

- ・ 対面的対話は、様式第 12 号「対面的対話における確認事項」に基づき、取り上げたい優先順位が高いものから順番に行う。
- ・ 対話内にて派生した確認事項、回答が保留となった確認事項、対話時間内に収まらない確認事項については、必要に応じて、対面的対話結果（議事録）の中で回答する。
- ・ 本組合は、入札参加予定者による確認する意図の説明（個別回答を希望する確認事項については、個別回答を希望する理由の説明を含む。）を聞いたうえで、入札参加予定者に対し、本組合の考え方を説明する。
- ・ 本組合は、必要に応じて入札説明書等の補足説明を行う。
- ・ 補足資料に限り、スクリーンへの投影を認める。補足資料を投影する場合に必要なスクリーン及びプロジェクターは本組合が準備する。入札参加予定者はパソコンを準備すること。
- ・ 対話時間は 90 分程度とし、対話事項がなくなった時点で終了する。

### (3) 対面的対話結果（議事録）の公表

- ・ 対面的対話の内容については、対話終了後に本組合、入札参加予定者間で個別回答を含む対面的対話結果（議事録）の確認を行う。本組合、入札参加予定者間で確認された対面的対話結果（議事録）の内容を最終的な対話結果とする。
- ・ 事業者選定の公平性、透明性確保の観点から、対面的対話結果（議事録）は原則として公表する。ただし、入札参加予定者固有のノウハウに基づく質問は、当該入札参加予定者に対して個別回答を行う。
- ・ 対面的対話結果（議事録）は、対話終了後、入札参加予定者の確認を得たうえで、令和 7 年 4 月 7 日（月）を目途として本組合ホームページに掲載する。なお、個別回答を行った確認事項は公表しない。

### (4) 個別回答の判断

- ・ 事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、対面的対話の議事録は原則として公表する。ただし、対話の内容が入札参加予定者固有のノウハウに基づく場合には、当該入札参加予定者に対して個別に回答する。
- ・ 様式第 12 号「対面的対話における確認事項」の質問内容の文頭に【個別回答希望】と付記

された確認事項のうち、本組合が個別回答すべきでないとは判断するものは個別回答としない場合がある。個別回答に係る判断基準は、下表のとおりである。

内容	公開	個別回答 (非公開)
1) 入札説明書等に記述されている条件の変更または追加に該当するが、その提案を本組合が認めるもの。	○	
2) 入札説明書等に記述されている、記述されていないに関わらず、その提案を本組合が認めないもの。	○	
3) 入札説明書等に記述されている、記述されていないに関わらず、入札参加予定者固有のノウハウに基づくもの。		○

## 6. 注意事項

- ・ 対面的対話は、言質を取ることを目的とするものではない。対話内にて誤解を招くような発言等があった場合においても、対面的対話結果（議事録）の確認時に訂正するものとし、確認後の内容を最終的な結果とする。
- ・ 対面的対話では、入札参加予定者の提案自体に対する助言、評価は行わない。入札参加予定者は、様式第 12 号、補足資料及び当日の質疑内容等に十分注意すること。
- ・ 本組合は、対面的対話の記録及び対面的対話結果（議事録）作成のため録音等を行う。入札参加予定者の録音等は不可とする。
- ・ 対面的対話では、参加資格審査結果通知書に記載された受付グループ名を使用するものとし、入札参加予定者は、構成員、協力企業を問わず、企業名を名乗らないこと。補足資料においても受付グループ名を使用すること。
- ・ 対面的対話当日は、企業名が分かるような服装や車両を使用して来場することはできない。また、会場内では、企業名等が記載された資料等を露出させないこと。
- ・ 対面的対話への参加申込書（様式第 11 号）に記載のない者の参加、また、オンラインでの参加は不可とする。対面的対話開始前に事務局が参加者の確認を行うため、社員証等の身分を証するもの（名刺は不可）を持参すること。
- ・ 対話終了後は、速やかに開催会場の敷地から退出すること。また、必要以上の館内の移動は行わないこと。
- ・ 対面的対話の進行は、事務局にて行う。
- ・ 対面的対話を円滑かつ効果的に行うため、提出された確認事項や資料に対し、本組合から事前に確認等を行う場合がある。

以上

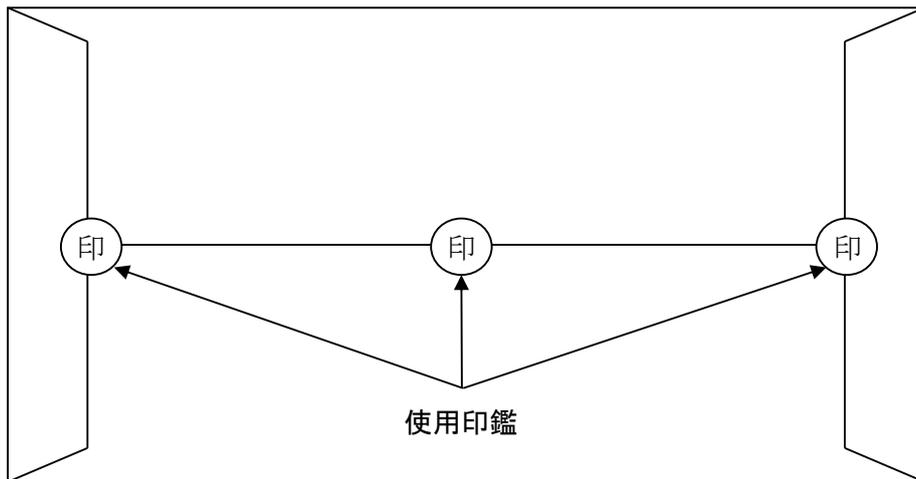
## 別図 1

入札書等の提出用封筒作成要領

外封筒・中封筒：表

0103	猪名川上流広域ごみ処理施設組合 管理者 越田謙治郎 宛
669	入札書 事業名：国崎クリーンセンター基幹的設備改良 事業及び包括管理運営業務
669	入札者 □□□□グループ 代表企業 ○○○○株式会社 代表取締役 △△△△

外封筒：裏



- ※ 中封筒には、入札書（様式第 13 号）を入れて封かんすること。
  - ※ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第 13 号別紙 1、別紙 2、別紙 3）を入れて封かんすること。
- なお、上記は参考例であり、封筒糊代部に封印すること。